

地域密着型特別養護老人ホーム桐の花 施設サービス基本料金表

【ユニット型個室】

令和3年8月1日

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
施設サービス費 (1日当たり)	1割負担者	661円	730円	803円	874円	942円	
	2割負担者	1,322円	1,460円	1,606円	1,748円	1,884円	
	3割負担者	1,983円	2,190円	2,409円	2,622円	2,826円	
居 住 費 (1日当たり)	第1段階	820円					
	第2段階	820円					
	第3段階	1,310円					
	第4段階	2,006円					
食 費 (1日当たり)	第1段階	300円					
	第2段階	390円					
	第3段階①	650円					
	第3段階②	1,360円					
	第4段階	1,700円 (朝食500円、昼食600円、夕食600円)					
合 計 (上段/1日 下段/30日)	1割負担者	第1段階	1,781円	1,850円	1,923円	1,994円	2,062円
			52,980円	55,500円	57,690円	59,820円	61,860円
		第2段階	1,871円	1,940円	2,013円	2,084円	2,152円
			56,130円	58,200円	60,390円	62,520円	64,560円
		第3段階①	2,621円	2,690円	2,763円	2,834円	2,902円
			78,630円	80,700円	82,890円	85,020円	87,060円
	第3段階②	3,331円	3,400円	3,473円	3,544円	3,612円	
		99,930円	102,000円	104,190円	106,320円	108,360円	
	第4段階	4,367円	4,436円	4,509円	4,580円	4,648円	
		131,010円	133,080円	135,270円	137,400円	139,440円	
	2割負担者	第4段階	5,028円	5,166円	5,312円	5,454円	5,590円
			150,840円	154,980円	159,360円	163,620円	167,700円
3割負担者	第4段階	5,689円	5,896円	6,115円	6,328円	6,532円	
		170,670円	176,880円	183,450円	189,840円	195,960円	

※令和3年9月30日までは、新型コロナウイルス感染症への対策として0.1%加算されます。

◎施設サービスの基本料金に加算となるサービス料金

区 分	自己負担額			加算及び算定の内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30円/日	60円/日	90円/日	施設に入所又は30日を超える入院後、再び施設に入所された場合、入所日から起算して30日の期間加算。
退所前訪問相談援助加算	460円/回	920円/回	1380円/回	退所に先立ち退所後のサービスに対する訪問相談援助（情報提供等）の1回当たりの加算料金。（入所中1回または2回を限度）
退所後訪問相談援助加算	460円/回	920円/回	1380円/回	退所後30日以内のサービスに対する訪問相談援助（情報提供等）の1回当たりの加算料金。（退所後1回を限度）
退所時相談援助加算	400円/回	800円/回	1200円/回	退所後2週間以内に市町村及び居宅介護支援事業者等に対して情報提供をした場合。（1回を限度）
退所前連携加算	500円/回	1000円/回	1500円/回	入所者が退所し、居宅でサービスを利用する場合に、退所に先立ち、居宅介護支援事業者等と退所前から連携し、入所者の同意を得て情報提供を行った場合。（1回を限度）
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位×8.3%の1割	所定単位×8.3%の2割	所定単位×8.3%の3割	介護職員の処遇改善、資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働管理の改善の取り組みを行っている場合。
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位×2.3%の1割	所定単位×2.3%の2割	所定単位×2.3%の3割	現行の処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得しており、職場環境等の要件に関し複数の取り組みを行い、その取り組みをホームページへ掲載等を通じた見える化を行っている場合。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円/日	36円/日	54円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の数が60%以上いる場合。
口腔衛生管理加算Ⅱ	110円/月	220円/月	330円/月	口腔衛生管理加算Ⅰの要件（歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設の入所者に対して口腔ケアを月2回以上実施し、口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合）に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
看護体制加算Ⅰ（イ）	12円/日	24円/日	36円/日	看護職員を常勤換算方法で常勤の看護師を1名以上配置している場合。
看護体制加算Ⅱ（イ）	23円/日	46円/日	69円/日	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、24時間の連絡体制を確保している場合。
外泊時費用	246円/日	492円/日	738円/日	病院等に入院または居宅に外泊をした場合、月に6日を限度として加算が生じます。なお、月をまたぐ場合は最高12日加算。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50円/月	100円/月	150円/月	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。加えて疾病の状況を厚生労働省に提出している場合。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3円/月	6円/月	9円/月	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3ヶ月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報を活用している場合。 当該評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している場合。 入居者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者ごとの状態について定期的に記録している場合。 当該評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している場合。（Ⅰ・Ⅱは、併算不可）
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13円/月	26円/月	39円/月	褥瘡マネジメント加算Ⅰの算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のない場合。（Ⅰ・Ⅱは、併算不可）
安全対策体制加算	20円/回	40円/回	60円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。（入所時に1回）
療養食加算	6円/回	12円/回	18円/回	疾病治療のために医師の発行する食事せんに基づき、入所者の年齢や症状等に対応した栄養量・内容を有する治療食及び特別な場合の検査食を提供した場合。（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、腎臓病食、脂質異常症食、痛風食）。食事提供が管理栄養士または栄養士によって管理している場合。（1日につき3回を限度）

◎その他のサービス利用料金

項 目	金 額	備 考
電 気 使 用 料 金	500 円/月	利用者が、個人的に持ち込まれて使用される場合の電気使用料金となります。 テレビ・冷蔵庫等が対象となります。
	300 円/月	利用者が、個人的に持ち込まれて使用される場合の電気使用料金となります。 電気毛布等が対象となります。
金 銭 管 理 サ ー ビ ス	1000 円/月	利用者の希望により、別に定める預り金等管理規程に基づき、預貯金通帳・印鑑等の保管サービスのほか、公共料金の支払い等のサービスを行います。
特 別 な 食 事 費 用	実費	施設献立以外の食事、出前等は実費負担となります。
理 美 容 料 金	2000 円/回	利用者の希望により、月に 1 回施設において出張による理美容サービスを受けることができます。
レクリエーション・創作活動	実費	行事・趣味活動に係る材料費が自己負担となります。
日常生活に係る費用	実費	衣類やおやつ、口腔ケア用品等に係る費用が実費自己負担となります。
入院・外泊時の居住費	第 1 段階 820 円/日 第 2 段階 820 円/日 第 3 段階 1310 円/日 第 4 段階 2006 円/日	外泊加算期間以降も居室を確保する場合は、入院及び外泊期間中も引き続き当該居室の居住費を支払うものとします。ただし、「負担限度額認定証」を受けている場合、認定証に記載されている居住費とします。